

中小企業・個人事業者向け支援事業

地域企業経営支援金

重要なお知らせ

国が実施を予定している「**事業復活支援金**」と各商工団体で受付けている「**地域企業経営支援金**」について、調整の必要があるため、**11月分を含めた期間での地域企業経営支援金の申請受付は一旦保留**とさせていただきます。

今後の取扱いについては、「**事業復活支援金**」の詳細が判明次第、**各商工団体のホームページ**等で御案内いたします。

なお、10月分までを対象期間とした申請については、これまでどおり受付けております。

不明な点につきましては、**地域企業経営支援金事務局**（電話番号：019-654-2390）へお問合せください。

地域企業経営支援金とは？

対象期間内の連続する3か月の売上について、前々年同期の売上との差額（減収額）を1事業所当たり**30万円**を上限として支援します。

店舗を複数経営されている場合には、1事業者当たり**150万円**を上限として支援します。

また、対象期間に緊急事態宣言期間（8月、9月）を含む場合には、1店舗当たり**40万円**、1事業者当たり**200万円**が上限となります。

事業復活支援金とは？（令和3年11月25日時点）

新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、売上が減少した中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者に対して、その影響を緩和して、事業の継続・回復を支援するための支援金を給付するもの。

令和3年11月～令和4年3月のいずれかの月の売上減少率に応じて、売上減少額を基準に中小企業等は最大250万円、個人事業主は最大50万円を支援金として支給。

※ 現時点の公表内容であり、変更の可能性があります。

※ 詳細については今後発表される国の情報を確認してください。